

【重要事項説明書別表】

【令和6年11月1日現在】

1.利用料金（利用者負担金）

(1) 介護保険対象

①基本サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月あたり） 【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	12,447	17,415	24,481	27,766	31,408
2割負担	24,894	34,830	48,962	55,532	62,816
3割負担	37,341	52,245	73,443	83,298	94,224

[利用者が事業所と同一の建物に居住している場合] 【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	11,214	15,691	22,057	25,017	28,298
2割負担	22,428	31,382	44,114	50,034	56,596
3割負担	33,642	47,073	66,171	75,051	84,894

②加算・減算

【単位：円】

加算・減算名等	料金			算定 単位
	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	60	90	1日あたり
登録日から起算して30日以内の期間に加算。30日を越える病院又は診療所への入院後、再び入所した場合も同様				
認知症加算Ⅲ	760	1,520	2,280	1月あたり
医師の判定結果等により、利用者の「認知症高齢者日常生活自立度」がⅢ以上の場合				
認知症加算Ⅳ	460	920	1,380	1月あたり
要介護2の利用者で、医師の判定結果等により、利用者の「認知症高齢者日常生活自立度」がⅡの場合				
若年性認知症利用者受入加算	800	1,600	2,400	1月あたり
第2号被保険者であり、若年性認知症利用者に対して個別に担当者を定めた場合。※認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）と同時算定不可				

栄養アセスメント加算	50	100	150	1月あたり
<p>外部との連携により管理栄養士を1名配置。利用者ごとに管理栄養士・看護・介護職員等が共同してアセスメントを実施後結果を利用者・家族に説明、相談等必要に応じて対応。利用者ごとの栄養状態等の情報を提出し栄養管理にあたっての情報を活用。</p> <p>※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）及び栄養改善加算との同時算定不可</p>				
栄養改善加算	200	400	600	1回あたり
<p>栄養改善サービスの提供にあたって必要に応じ居宅を訪問する。（原則3月以内、月2回を限度。ただしサービス開始から3月ごとの栄養状態評価結果、低栄養が改善せず継続してサービスを行うことが必要な利用者については継続算定可）</p>				
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	40	60	1回あたり
<p>利用開始日及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供。6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算と同時算定不可</p>				
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5	10	15	1回あたり
<p>利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供。（口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）を算定しない場合 6月に1回を限度）</p>				
退院時共同指導加算	600	1,200	1,800	1回あたり
<p>入院している利用者が退院するに当たり、当事業所の看護師が退院時共同指導を行った後に、初回の訪問看護サービスを実施した場合に退院につき1回（厚労省が定める状態であり複数日に退院時共同指導を行った場合には2回）算定</p>				
緊急時対応加算	774	1,548	2,322	1月あたり
<p>利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して24時間連絡体制があり、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することになっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制 ※限度額管理対象外</p>				
特別管理加算（Ⅰ）	500	1,000	1,500	1月あたり
<p>厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態にあるものに対して訪問看護を実施した場合（在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている場合や、留置カテーテル等）</p> <p>※限度額管理対象外</p>				
特別管理加算（Ⅱ）	250	500	750	1月あたり
<p>厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態にあるものに対して訪問看護を実施した場合（在宅酸素指導療法を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行った場合等） ※限度額管理対象外</p>				

ターミナルケア加算	2,500	5,000	7,500	1月あたり
<p>死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合の死亡月に加算 ※医療保険で同加算算定時は対象外/限度額管理対象外</p>				
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200	2,400	3,600	1月あたり
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3	6	9	1月あたり
<p>イ 利用者ごとに、利用開始時に褥瘡の有無を確認し、褥瘡発生と関連リスクを利用開始時等に評価及び3月に1回評価を行う。</p> <p>ロ イの確認及び評価結果等の情報を提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用。</p> <p>ハ イの確認の結果、褥瘡が認められ、またはイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者ごとの褥瘡ケア計画を作成</p> <p>ニ 利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や利用者の状態について定期的に記録</p> <p>ホ イの評価に基づき、3月に1回褥瘡ケア計画の見直し</p>				
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13	26	39	1月あたり
<p>（Ⅰ）の要件を満たし、評価結果、褥瘡の認められた利用者について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡発生リスクがあるとされた方に褥瘡の発生がない※（Ⅰ）と（Ⅱ）の同時算定不可</p>				
科学的介護推進体制加算	40	80	120	1月あたり
<p>イ 利用者ごとの心身状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出（3ヶ月に1回）</p> <p>ロ サービス提供に当たって、イに規程する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用</p>				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640	1,280	1,920	1月あたり
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者ごとの研修計画を作成し研修を実施 ・利用者の情報、留意事項等の伝達、技術指導を目的とした会議の定期開催 ・従業者の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上 <p>※限度額管理対象外</p>				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	<p>基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の14.9% ※限度額管理対象外</p>			
訪問看護体制減算	<p>前3ヶ月の利用者総数のうち30%未満に主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供、30%未満に緊急時訪問看護加算、5%未満に特別管理加算をしている場合下記※①の料金を減算</p>			

医療保険訪問看護減算	主治医が、末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記※①の料金を減算
医療保険訪問看護減算	主治医が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合、下記※②の料金を減算

※①1月あたり

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	925			1,850	2,914
2割負担	1,850			3,700	5,828
3割負担	2,775			5,550	8,742

※②1日あたり

【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	30			60	95
2割負担	60			120	190
3割負担	90			180	285

毎月の介護保険内利用料については利用票を確認

(2) 介護保険対象外

【単位：円】

項 目	内 容	等 別	備 考
食 事 代	朝 食	昼 食	提供する食事に要する費用 (1食あたり)
	お や つ	夕 食	
宿 泊 代	部 屋 代	電 気 代	宿泊される部屋に要する費用 (1日あたり)
		水 道 代	
おむつ代 等	紙おむつ	紙パンツ	使用されるおむつに要する費用 (1枚あたり)
		尿取パッド	
洗 濯 代	洗 濯	乾 燥	洗濯サービスに要する費用 (1回あたり)
行事代等	実際に要した額		行事、レクリエーション等に 要する費用

2.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。

1.利用料金（利用者負担金）

(1) 介護保険対象

①基本サービス費

□ 短期利用居宅介護費（1日あたり） 【単位：円】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	571	638	706	773	829
2割負担	1,142	1,276	1,412	1,546	1,658
3割負担	1,713	1,914	2,118	2,319	2,487

②加算・減算

【単位：円】

加算・減算名等	料金			算定 単位
	1割負担	2割負担	3割負担	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	400	600	1日あたり
医師が認知症行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり緊急と利用することが適当であると判断した場合。利用開始日から起算して7日間を限度				
サービス提供体制強化加算Ⅱ	21	42	63	1日あたり
<ul style="list-style-type: none"> ・従業者ごとの研修計画を作成し研修を実施 ・利用者の情報、留意事項等の伝達、技術指導を目的とした会議の定期開催 ・従業者の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上 ※限度額管理対象外				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に加算及び減算を加えた総額の14.9%			
※限度額管理対象外				

※毎月の介護保険内利用料については利用票を確認

(2) 介護保険対象外

【単位：円】

項 目	内 訳				等 備 考
食 事 代	朝 食	昼 食	お や つ	夕 食	提供する食事に要する費用 (1食あたり)
	490	600	110	690	
宿 泊 代	部 屋 代	電 気 代	水 道 代		宿泊される部屋に要する費用 (1日あたり)
	2,600	140	110		
おむつ代 等	紙おむつ	紙パンツ	尿取パッド		使用されるおむつに要する費用 (1枚あたり)
	200	200	100		
洗 濯 代	洗 濯	乾 燥			洗濯サービスに要する費用 (1回あたり)
	100	100			
行 事 代 等	実際に要した額				行事、レクリエーション等に 要する費用

2.その他

利用料の減免、支払い方法については重要事項説明書をご確認ください。